

(別記)

<あきぎん>インターネットバンキングサービス利用規定

(下線部が改正箇所となります。)

改正後	現行
<p>第1条 &lt;あきぎん&gt; インターネットバンキングサービス (省略)</p> <p>第2条 利用申込</p> <p>1. サービス利用対象者 (省略)</p> <p>2. 申込手続き (1) ~ (3) (省略)</p> <p><u>(4) 本サービスの利用申込にあたり、犯罪による収益の移転防止に関する法律その他法令に基づく本人確認が適切に行えないと当行が認めるとき、または犯罪による収益の移転防止に関する法律における取引時確認が必要と当行が判断したときは申込をお断りする場合があります。</u></p> <p>第3条 ~ 第15条 (省略)</p> <p>第16条 解約等</p> <p>1. ~4. (省略)</p> <p>5. 当行からの解約</p> <p>(1) 契約者に以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでも契約者に通知することなく、本契約に基づく全部または一部のサービスの提供を停止し、または解約することができるものとします。 <u>なお、これらの措置によって生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p>a 支払停止、破産もしくは民事再生手続開始の申立があったとき</p> <p>b 手形交換所の取引停止処分を受けたとき</p> <p>c 住所変更の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき</p> <p>d 当行に支払うべき所定の手数料等の未払いが生じたとき</p> <p>e 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき</p> <p>f 相続の開始があったとき</p> <p>g 契約者が本邦の居住者でなくなったとき</p> <p>h 不正に本サービスを利用する等、当行サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき</p> <p>i 他契約者が本規定に違反したとき</p> <p><u>j 本サービスが法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると当行が判断したとき、および犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当行が判断したとき</u></p> <p><u>k 犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の法令による本人確認が適切に行えないと当行が判断したとき、または犯罪による収益の移転防止に関する法律における取引時確認が必要と当行が判断したとき</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p>第17条 サービスの内容・規定等の変更</p> <p>1. 規定の変更</p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p>第18条~第21条 (省略)</p>	<p>第1条 &lt;あきぎん&gt; インターネットバンキングサービス (省略)</p> <p>第2条 利用申込</p> <p>1. サービス利用対象者 (省略)</p> <p>2. 申込手続き (1) ~ (3) (省略)</p> <p>(4) <u>(新設)</u></p> <p>第3条 ~ 第15条 (省略)</p> <p>第16条 解約等</p> <p>1. ~4. (省略)</p> <p>5. 当行からの解約</p> <p>(1) 契約者に以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでも契約者に連絡することなく、本契約に基づく全部または一部のサービスの提供を<u>中止</u>または解約することができるものとします。</p> <p>a ~ i (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p>第17条 サービスの内容・規定等の変更</p> <p>1. 規定の変更</p> <p><u>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。</u></p> <p><u>(3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</u></p> <p>第18条~第21条 (省略)</p>

以上

以上